

平成 23 年 9 月 12 日

被災地の子どものケア・支援に関わる政策提言

子どもたちの未来を守る女性議員ネットワーク

代 表 山崎 摩耶

事務局長 永江 孝子

【衆議院】

相原 史乃	磯谷香代子	井戸 正枝	江端 貴子
大泉 博子	岡本 英子	小原 舞	京野 公子
櫛渕 万里	工藤 仁美	小林 正枝	田中美絵子
玉木 朝子	中野渡詔子	永江 孝子	中林美恵子
早川久美子	福田衣里子	三宅 雪子	室井 秀子
山尾志桜里	山崎 摩耶	和嶋 未希	

【参議院】

谷 亮子 徳永 エリ 西村まさみ 安井美沙子

東日本大震災では、3 県(岩手・宮城・福島)でおよそ 30 万人を超える児童生徒が被災し、多くの子どもたちが、今なお心の傷を抱えながら生活している。災害時においては、弱者である子どもの声は小さく、かき消されがちである。

私たち民主党の衆議院・参議院の一期生女性議員は、「辛い」「苦しい」という声を発することさえ我慢している子どもたちの姿に心を痛み、子どもたちの未来を守るために行動を起こそうと決意した。

これまで被災地(岩手県・宮城県・福島県)で『子どもふっこう会議』を開催し、直接子どもたちのニーズや願いなどを聞く一方、保護者や被災地で子ども支援にあたっている NPO や団体、専門家の方々からもヒアリングを行ってきた。

現地調査やヒアリングを重ねて分かったのは、震災で悲惨な状況を経験した子どもたちを長期的にケアする必要があること。しっかりケアし、サポート出来れば、前向きで逞しい存在でもある子どもたちは、素晴らしい大人に成長するであろうということ。そして、復興には子どもたちの視点からのまちづくりを考えることが重要であり、子どもにとって居心地の良い町は、全ての人にとって安全で安心して暮らせる町になることである。

大震災からの復興にあたって、未来を担う子どもたちを育む良質な環境を作るのは、次世代へのバトンを担っている我々政治の責務である。今こそ、子どもたちの可能性を秘めた未来を守るために、私たちは、心のケアの体制作りや教育環境の保障や子どもの視点でのまちづくりなど、復興においても「チルドレン・ファースト」の理念をカタチにしなければならないと考える。

これまでの活動を踏まえ、3つの分野で具体的提言を行うものである。
第三次補正予算や平成24年度予算編成あるいは復興ビジョンの進捗の中でこれらを反映して頂けるようお願い申し上げます。

I. 子どもの心のケアに関して

震災時、多くの遺体を見、遺体を踏み越え避難するという異常な経験をした子どもたちは今、心の復興の道をたどっている。心の傷は、今しっかりケアしておかなければ、将来のコミュニケーション能力形成の阻害要因ともなる。取り組みが長期的に継続できるよう、総力を挙げて地域に根ざした心身のケア連携体制を作る必要がある。

II. 被災地の子どもを育む環境に関して

我々大人には、次世代を担う子どもたちにとって安全・安心な居場所を作り、良質な教育環境を将来にわたって保障する責務がある。また、子どもたちは復興される町の未来の主人公である。復興計画作りに子どもたちの願いを盛り込むことは重要であり、全ての住民の安心に資するものでもある。被災自治体がそういった取り組みが出来るよう、国の最大限の支援が必要である。

III. 福島の子どもの健康に関して

福島第一原子力発電所の事故は、まだ収束しておらず、子どもたち、および子どもを取り巻く家庭、学校関係者、地域住民、自治体の方々は、子どもたちの放射能による健康被害、環境被害、そしてそれに伴う将来設計に大きな懸念を抱いている。政府および自治体は、子どもの健康に最大限留意をし、安心、安全な生活が営めるよう、最善の対応を取る必要がある。同時に、避難地域解除の時期についても、将来の子どもの安全を確保することを前提に速やかに決定することを要請する。

IV. これら施策を実行するための「安心子ども基金」の積み増し、および第三次補正予算、H24年度予算での財源確保を要望する。

以下、具体的政策について提言する。

I. 子どもの心のケアに関して

1) 子どもの心のケアにあらゆる手立てを尽すことを要望する。

① 子どもの心身の健康管理を中長期に行う仕組み作りをすること。

【文部科学省 厚生労働省】

・ 乳幼児=保育園・幼稚園・子育て支援サークルなどを活用した母子の

- ケア体制作り。
- ・ 学童=学校の保健室(養護教諭)・担任・スクールカウンセラー等による日常の体調・健康管理。
- ・ 乳幼児及び学校健診体制の強化と健康管理。従来の定期健診に加えて、発達チェック、メンタルチェック、肥満予防、運動などのカウンセリングを行うこと。
- ・ 地域の小児科医や保健所・保健師等との連携システム作り
- ② 心のケアに着目した支援スキームの開発・普及
【文部科学省 厚生労働省】
- ・ 災害後の被災児の心のケアとは何なのか、どのようにすれば良いのか、PTSD 等について、専門領域からの知識や技術を関係者に普及することの必要性は高い。
- ③ 被災地の子どもの長期的フォロー体制構築と予算確保
【文部科学省 財務省】
- ④ 成人になるまでの子どもへの奨学金等の確保と社会的支援
【文部科学省】

2) 子どもや保護者、教育関係者・保健医療福祉の関係者への支援

- ① 東北に子どもや保護者にかかわる周辺スタッフの「心のケア」トレーニングセンターを構築する。
【文部科学省 厚生労働省】
- ・ 特に学校カウンセラー・心理士・学童クラブ指導員・教員・保健師などへの研修や自身のメンタルケアの支援
- ・ 地域で関連職種がチームケアができるような取り組み支援

3) 子ども・子育て支援団体・NPO 等への支援

- ① 子どもの心身のケアにかかわる支援団体の活動を長期に支援する政策
【内閣府 文部科学省 厚生労働省】
- ・ 中長期に活動できるような予算を確保すること。
- ・ 人材育成の仕組み作り。
- ・ プログラムの普及の効果の評価検証

Ⅱ. 被災地の子どもを育む環境に関して

1) 子どもの置かれている環境実態調査

- ① 今震災での遺児・孤児など正確な実態調査を全国の自治体へも呼びかけを実施し、現状を把握し、きちんと支援が届く体制を作ること。
【総務省 文部科学省 厚生労働省】
- ② 遺児・孤児については、特に配慮して総合的な支援策を講じること。
(民間団体・自治体との連携は必須)【総務省 文部科学省 厚生労働省】

2) 子どもの安全・安心な居場所の確保

- ① 保育所、学童保育、障がい児保育、子育て支援施設など、子どもの居場所がきちんと確保されるよう、国として指針を出し、自治体へそのための財政的支援を含めて最大限の支援を行うこと。
【総務省 文部科学省 厚生労働省】
- ② 学校を始め、子どもに関する施設の耐震性を確保すること。また建設地には、日常の通学・来訪の利便性に加えて、災害時の緊急避難を想定した場所選定を行い、そのために新たな土地の取得や特別な構造が必要になる場合、自治体が過度の負担を負うことがないように、国として最大限の支援策を講じること。
【総務省 文部科学省 厚生労働省】
- ③ 子どもの健全な成長に欠かせない多様な遊びを保障する環境作り、遊園地・公園の確保などに努めること。
【総務省 文部科学省 厚生労働省】

3) 子どもへの良質な教育の保障

- ① 震災で遺児・孤児となった子どもは勿論のこと、経済的に苦しい状況となった多くの家庭の子どもたちが、望むだけの教育の機会が保障されるよう返済不要の奨学金制度を創設する。あるいは就学支援を行う NPO・民間支援団体への支援を行うこと。
【内閣府 文部科学省】
- ② 良質な教育を保障するには、教員など教育関係者のケアも重要である。被災学校には教育補助員など教育関係スタッフを加配すること。
【文部科学省】
- ③ 教員 OB などに、現場で子どものケアや業務のサポートにあたってもらうなどマンパワー支援が出来るような体制を作ること。
【文部科学省】
- ④ 両親が亡くなった、あるいは行方不明の子どもについて、里親制度、あるいは未成年後見人の選任など、安心して暮らせる環境が整うようサポートすること。
【法務省 文部科学省 厚生労働省】
- ⑤ 防災教育あるいは子ども支援にあたる指導者の育成を図る為、高度な教育機関と連携を図り、専門家の養成に努めること。
【文部科学省】

4) 子どもの視点を盛り込んだ「防災計画」の策定

- ① 今回の震災で、学校に残っていれば津波から助かったケース、スクールバスが被害にあったケースなどを繰り返さないよう、保育・教育現場関係者への避難研修、マニュアル策定を進めること。
【内閣府】
- ② 避難所での子どもの安全・安心な居場所・遊び場の確保、授乳場所の確保など、今回の震災での課題・問題点を踏まえ、具体的解決策を「地域防災計画」に書き込むよう「防災基本計画」に加えること。
【内閣府】
- ③ 震災時に迅速な子ども支援、子どもの心のケア体制が起動するよう、＜心のケア＞の体制整備を「地域防災計画」の中に位置付けること。
【内閣府 総務省】

Ⅲ. 福島の子どもの健康に関して

1) 子どもたちの健康を守るよう最大限努めること。

- ① 公立だけでなく、私立の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校に対

- する除染、健康管理などの対応に努めること。【文部科学省 経済産業省】
- ② ホール・ボディ・カウンタを早急に増設すること。
【厚生労働省 経済産業省】
- ③ 公園・通学路などの面的除染を行うこと。また、除染された土壌を適切に処理すること。【内閣府 文部科学省 厚生労働省 環境省 経産省】
- ④ 住民に対する尿検査による内部被ばく検査を実施すること。
【厚生労働省 経済産業省】
- ⑤ 国際社会における子どもの放射線被ばくに関する事例、調査などを活用し、きめ細やかで納得のいく基準設定・施策その説明に努めること。
【文部科学省 厚生労働省 経済産業省】
- ⑥ ガラスバッチなど、放射線被ばく量を簡易に測定するツールの配布が徹底されているか確認すること。
【文部科学省 経済産業省】
- ⑦ 学校・保育園の給食の安全性の確保に努めること。 【文部科学省】
- ⑧ 線量測定のための具体的なロードマップを策定し公開すること。
【文部科学省 経済産業省】
- ⑨ 国としての食品、健康（外部被ばく、内部被ばく）、瓦礫などの安全基準を設定すること。
【内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省 経済産業省】

2) 子どもたちの教育環境を整えること。

- ① 学校の耐震化工事など、本来今年度に予定されていた予算の繰越しがより柔軟に出来るようにすること。 【文部科学省 財務省】
- ② 屋外だけでなく、室内環境を充実させるための対策を支援すること。
(エアコン、間仕切り、室内プールなど) 【文部科学省】
- ③ 避難地域内の学校の存続、開校などに関する計画を策定し、速やかに公表・説明すること。またそれに伴う仮校舎建設計画の見直しを行うこと。 【文部科学省】
- ④ 避難地域外から自主避難している子どものいる家庭へ支援を行うこと。
【文部科学省】

IV. 財源の確保

上記 I～IIIの具体的施策を実行するための財源の確保を強く要請する。

- ① H23年度までとなっている「安心子ども基金」の継続と更なる増額を要望する。 【厚生労働省】
- ② 第三次補正予算、H24年度予算において十分な財源を確保すること。
【財務省】

以上